

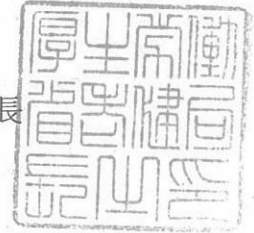


老発第0330076号

平成21年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「平成20年改正法」という。）が平成20年5月28日に公布され、平成21年5月1日に施行されることとなり、その施行のため、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年政令第10号。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第54号。以下「平成21年改正省令」という。）が制定され、平成21年5月1日に施行することとされたところである。

その内容は下記のとおりであるので、管下市区町村を始め関係者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

1 業務管理体制の整備

(1) 趣旨

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものであること。

(2) 業務管理体制の内容

ア 事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「指定等を受けている事業所等」という。）の数に応じて、それぞれ以下のとおりであること。なお、例えば、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

- ① 指定等を受けている事業所等の数が20未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- ② 指定等を受けている事業所等の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を整備すること。
- ③ 指定等を受けている事業所等の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、法令遵守規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

イ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

ウ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよいこと。

エ 業務執行の状況の監査については、事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法（昭和23年法律第205号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく

業務執行の状況の監査とすることができること。また、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできること。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。

オ 平成20年改正法による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされた保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の当該指定に係る事業所については、指定等を受けている事業所等には当たらないこと。また、平成21年4月1日より、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、新法第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされるサービスに加えられ、平成21年4月1日以前より法第41条第1項等の指定を受けている保険医療機関等の当該指定に係る事業所については、当該指定の有効期間の満了日の翌日からみなし指定に切り替わることとなるが、当該事業所についても指定等を受けている事業所等には当たらないこと。

(3) 業務管理体制の整備に係る届出

ア 事業者は、業務管理体制を整備し、遅滞なく、平成21年改正省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新施行規則」という。）第140条の40第1項に定める事項を記載した届出書を、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて、それぞれ以下のとおり届け出ること。また、すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出べき事項に変更があった場合についても、同様とすること。

- ① 指定等を受けている事業所等の所在地が2以上の都道府県に所在する事業者
厚生労働大臣（ただし、指定等を受けている事業所等の所在地が、2以下の地方厚生局の管内にとどまる事業者にあつては、地方厚生局長）
- ② 地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのみを行う事業者であつて、指定を受けているすべての事業所等の所在地が同一の市町村に所在するもの
市町村長

③ ①及び②のいずれにも該当しない事業者 都道府県知事

イ 事業者は、事業所等の新規指定・廃止等により、指定等を受けている事業所等の所在地の区分に変更があつた場合には、変更後の届出書を、変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届け出ること。

ウ 新施行規則第140条の40第1項第3号に掲げる「法令遵守規程の概要」とは、当該規程の全体像が分かるものであればよいが、必ずしも改めて概要を作成する必

要はなく、法令遵守規程の全文を届け出ることとしても差し支えないこと。また、同項第4号に掲げる「業務執行の状況の監査の方法の概要」とは、事業者が当該監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は当該規程の全文、事業者が当該監査に係る規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出ること。

2 事業者の本部等に対する立入検査権等の創設

(1) 趣旨

業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査権を創設するものであること。

(2) 事業者の本部等に対する立入検査等

業務管理体制の整備に係る届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下「業務管理体制の監督権者」という。）は、業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができるものとする。

(3) 業務管理体制の整備に関する勧告、命令等

ア 業務管理体制の監督権者は、事業者が適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、その旨を公表することができるとともに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとるよう命令することができるものとする。なお、その命令を行った場合には、その旨を公示しなければならないこと。

イ 業務管理体制の監督権者は、事業者がアの命令に違反したときは、その旨を関係する事業所等の指定等を行う都道府県知事又は市町村長（以下「指定等権者」という。）に通知するとともに、業務管理体制の監督権者が都道府県知事又は市町村長である場合にあっては、事業者がアの命令に違反した旨を厚生労働省老健局総務課介護保険指導室まで情報提供されたいこと。

3 不正事業者による処分逃れ防止のための対策

(1) 趣旨

事業者による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であったサービスに係る事業の休廃止届について、事前届出制とするとともに、指定等権者による立入検査中の廃止届の提出の制限、指定取消処分を受けた事業者から当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限等を行うものであること。

(2) 事業の休廃止届の事前届出制への移行

事業者（介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以

下「介護老人福祉施設等」という。)を除く。)は、指定等に係る事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定等権者に届け出なければならないものとする。なお、介護老人福祉施設等については、現行でも指定を辞退するために1月以上の予告期間が必要であり、新法においても引き続き同じ取扱いとする。

(3) 立入検査中の廃止届の提出の制限

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者が、指定等権者が立入検査を行った日から聴聞決定予定日（当該指定等権者が立入検査が行われた日から10日以内に、立入検査の結果に基づき指定等取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日として、当該申請者に通知した場合における特定の日）までの間に、相当の理由がなく廃止届を提出した者であつて、その届出の日から5年を経過しないものであることを追加すること。

イ 聴聞決定予定日の通知をするかどうかは、指定等権者の判断により決定されるものであり、仮に、処分逃れを目的とした廃止届の提出の見込みが薄く、聴聞決定予定日に係る通知をしなかった場合であっても、その後の検査等により、指定等の取消しの処分に係る聴聞を行う必要があると認められる場合には、聴聞を行うことは可能であること。

ウ 聴聞決定予定日は、新施行規則第126条の4等により、立入検査を行った日から60日以内の特定の日とすることとされているが、必ずしも聴聞決定予定日と実際の聴聞の日が一致する必要はなく、あくまでも、立入検査を行った時点で、聴聞の要否が決定すると見込まれる日を聴聞決定予定日とすればよいこと。また、立入検査を複数回行う場合については、必ずしも初回の立入検査日を起算日とする必要はなく、立入検査の状況等を勘案して、起算日となる立入検査日を決定すること。

エ なお、すでに通知した聴聞決定予定日までの間に聴聞の要否を決定することができないと見込まれる場合には、指定等権者は再度立入検査を行い、聴聞決定予定日の通知をすることも可能であるが、その際には、事業者の事業廃止に関する権利を不当に阻害することがないように、十分留意する必要があること。

(4) 申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由の追加

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が指定等取消処分を受け、その取消しの日から起算して5年を経過していないことを追加すること。ただし、密接関係者が、新施行規則第126条の2等に規定する、当該取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くこと。

イ 密接関係者とは、申請者の親会社等（申請者の直接の親会社のみならず、その親会社の親会社等も含む。）、申請者の親会社等の子会社等（申請者の親会社等の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。）、申請者の子会社等（申請者の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。）の関係にある者をいうこと。

ウ 密接関係者に該当する法人は、申請者が株式会社である場合には、その議決権の過半数について、申請者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合には、その資本金の過半数について、保有・被保有の関係があり、支配・被支配関係が成立する株式会社又は持分会社であること。また、これらの者と同等上の支配力を有すると認められる株式会社又は持分会社であること。

エ 密接関係者に該当する「重要な事項に係る意思決定に関与」とは、例えば、取締役会に出席し、賛否を表明している場合等が考えられること。

4 指定等又は更新の欠格事由の見直し

(1) 趣旨

一事業所等の指定等取消処分が、その事業者の同一サービス類型（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。以下同じ。）内の他事業所等の指定等又は更新の拒否につながる仕組み（以下「連座制」という。）について、一律・機械的に適用するのではなく、事業者の不正行為に対する組織的関与の有無に応じたきめ細かい対応が可能な仕組みに改めるものであること。

(2) 不正行為に対する組織的関与の有無に応じた連座制の適用

ア 連座制の適用について、一事業所等の指定等取消処分の理由となった不正行為に対する事業者の組織的関与が認められない場合には、指定等又は更新の欠格事由には該当しないものとする。

イ 指定等を受けている事業所等が不正行為を行い、指定等取消処分を行うに当たっては、指定等権者と業務管理体制の監督権者が同一のときは、都道府県知事又は市町村長は、事業者に対する報告の徴収等を通じて、その不正行為に対する事業者の組織的関与の有無を確認する必要があること。また、指定等権者と業務管理体制の監督権者とが異なる場合には、指定等権者は、業務管理体制の監督権者に対して、不正行為に対する組織的関与の有無の確認をするよう求めること。

ウ イにより組織的関与の有無の確認を求められた業務管理体制の監督権者が確認を終えた場合には、その結果を当該事業所等の指定等権者に通知するとともに、併せて厚生労働省老健局総務課介護保険指導室にも情報提供されたいこと。また、確認の結果、組織的関与が認められた場合には、その旨を当該事業所等の指定等権者に加え、同一の事業者の他の事業所等の指定等権者にも通知すること。また、業務管理体制の監督権者から、指定等取消処分の理由となった不正行為について組織的関与があった旨の通知を受けた当該事業所等の指定等権者は、連座制が適用されることにより、当該事業者の役員等（新法第70条第2項第6号に規定する「役員等」をいう。以下同じ。）については、指定・更新の欠格事由に該当することから、（指

定等権者が市区町村長の場合は、都道府県を通じて）各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知し、通知を受けた都道府県知事は市町村長に通知すること。当該通知は、「介護保険事業者及び介護支援専門員システム」への登録をもって足りるものであるが、その他の方法を否定するものではない。なお、当該役員等の氏名等の個人情報の国及び他の地方公共団体への提供については、当該個人情報の提供を受ける者は、介護保険法及び同法に基づく命令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて、相当な理由があると認められること。

エ なお、ここでのいう組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものであること。

オ 連座制は、原則として、同一サービス類型内で適用されるものであるが、居住系サービスについては、現に入居している方がいるなど、その性質が訪問介護等の在宅系サービスとは異なることから、例えば、居宅サービスについて指定取消処分が行われた場合であっても、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）については、連座制は適用されないものであること。反対に、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）について指定取消処分が行われた場合であっても、在宅系サービスについては、連座制は適用されないものであること。同様に、地域密着型サービスについて、例えば、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「夜間対応型訪問介護等」という。）に係る指定取消処分が行われた場合であっても、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）については、連座制は適用されないものであること。この場合においても、認知症対応型共同生活介護等について指定取消処分が行われた場合であっても、夜間対応型訪問介護等については、連座制は適用されないものであること。また、介護予防サービスにおける介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護予防サービスにおける介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についても同様の扱いとすること。

5 利用者等に対する継続的なサービスの確保

(1) 趣旨

事業の休廃止時における利用者等に対する継続的なサービスの確保を図るため、事業を休廃止しようとする事業者に対し、利用者等の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付けるものであること。

(2) 利用者等に対する便宜提供

ア 事業者は、事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定等権者に休廃止届を提出するとともに、その届出前1月間の間にサービスを利用していた利用者等であって、引き続きサービスの利用を希望するものに対し、必要なサービス

が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者等と連携して、利用者等に対する近隣の事業者の紹介、他事業者への斡旋等の措置を講じる必要があること。

イ 利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務は、一義的には事業を休廃止しようとする事業者にあるが、指定等権者は、必要があると認める場合には、事業者に対して助言その他の援助を行うことができること。また、複数の市町村又は都道府県で事業を行う事業者が事業を同時に休廃止した場合などにおいて、広域的な見地からの調整が必要な場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣は助言その他の援助を行うことができること。

ウ 事業を休廃止しようとする事業者が、利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務を履行していない場合には、指定等権者は、期限を定めて適正に義務を履行するよう勧告を行うことができ、勧告を受けた事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。また、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に係る措置を講じない場合は、期限を定めて、勧告に係る措置を講じるよう命令することができること。なお、指定等権者は、事業者に対し命令をした場合にはその旨を公示しなければならないこと。

エ ア、イ及びウの取扱いについては、介護老人福祉施設等の指定の辞退の場合についても同様とする。

6 その他

(1) 返還金等の取扱い

事業者が偽りその他不正の行為を行った場合の返還金及び加算金の回収について、保険者が確実に回収できるようにするため、地方税の滞納処分の例によることを可能とするものであること。

(2) 指定時等の公示事項

指定等権者は、事業所等の指定等をしたときは、事業者の名称又は氏名、事業所の名称及び所在地、指定等の年月日、サービスの種類等を公示しなければならないこと。

7 附則について

(1) 不正利得の徴収等に関する経過措置

事業者が、新法の施行日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた場合については、新法第22条の規定は適用せず、平成20年改正法による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第22条の規定が適用されること。すなわち、この場合については、返還金及び加算金の回収は、地方税の滞納処分の例によることはできないこと。

(2) 指定等の申請に関する経過措置

新法の施行日前にされた指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新の申請であって、施行日前に申請に対する処分が行われていないものについては、旧法第

70条等の規定が適用されること。すなわち、この場合については、新法による指定・更新の欠格事由等は適用されないこと。

(3) 指定又は許可の取消しに関する経過措置

新法の施行日前に行われた指定の取消処分又は新法の施行日前に発生した事実に基づき施行日後に指定の取消処分を受け、取消しの日から5年を経過しない法人である場合については、3の(4)の申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由は適用されないこと。

(4) 廃止又は休止の届出に関する経過措置

新法の施行日から1月を経過する日（平成21年6月1日）以後に事業を廃止又は休止する事業者等については、新法第75条第2項等の規定が適用され、1月以上前に届出をしなければならないが、施行日から1月を経過する日の前（平成21年5月31日以前）に事業を廃止又は休止する事業者等については、旧法第75条等の規定が適用され、事業の廃止又は休止後10日以内に届出をしなければならないこと。また、有料老人ホーム等老人福祉法に基づく廃止又は休止の届出についても同様であること。

(5) 介護老人保健施設の公示に関する規定の適用

新法第104条の2の規定については、施行日以降に開設の許可、廃止の届出、許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したときに適用されること。